

平成18年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成18年9月12日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
	3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
	5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
	7 番 西本 俊吉	8 番 本田 章紘
	9 番 鈴木 市朗	10 番 田中 良隆
	11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
	13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
	15 番 小島 進	16 番 川口 東洋
	17 番 野並 享子	18 番 小菅 六雄
	19 番 原田 薫	20 番 田中榮太郎
	21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
	23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
代表監査委員	有馬 和夫	監 査 委 員 事 務 局 長	米澤 博
政策推進部長	山中 清嗣	総 務 部 長	北口 守
市民健康福祉 部 長	竹澤 良子	都 市 建 設 部 長	島村 平治
環境経済部長	山田 和広	教 育 部 長	南 喜代志
政 策 推 進 部 次 長	高田 一巳	総 務 部 次 長	前田 健司
総 務 部 次 長	田中 正二	市民健康福祉部 次 長	三上 秀子
都 市 建 設 部 次 長	堤 文男	環 境 経 済 部 次 長	岡野 勉

教育部次長 舩橋 登志夫 広報秘書課長 富田 久和

総務課長 中島 宗七 企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長 山中 重樹 事務局次長 井狩 重則

書記 赤坂 悦男 書記 荒川 貴之

議事日程

第1 諸般の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 議第77号から議第102号まで

(野洲市監査委員条例の一部を改正する条例他25件)

質疑、常任委員会付託

第4 議第103号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること  
について

質疑、討論、採決

開議 午前8時59分

議事の経過

(再開)

議長(荒川泰宏君) (午前8時59分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程に入るまでに、有馬監査委員から発言を求められていますのでこれを許します。

有馬委員。

代表監査委員(有馬和夫君) おはようございます。

去る9月5日に開催されました市会本会議におきまして、私から平成17年度野洲市各会計の決算審査報告をいたしました中で、発言に間違いがございましたので、一部を訂正させていただきます。

平成17年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算と言うべきところを、平成17年度野洲市水道事業会計歳入歳出決算と間違っ申し上げたものでございまして、平成17年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算に訂正をさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

議長（荒川泰宏君） これより日程に入ります。

（日程第1）

議長（荒川泰宏君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、配付いたしました文書のとおりでありますので、ご了承願います。

（日程第2）

議長（荒川泰宏君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第2番、矢野隆行君、第3番、梶山幾世君を指名いたします。

（日程第3）

議長（荒川泰宏君） 日程第3、議第77号から議題102号まで、野洲市監査委員条例の一部を改正する条例他25件を一括議題とします。

まず、議第77号から議第84号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

まず、第9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） おはようございます。

議第80号野洲市使用料条例の一部を改正する条例第3条第1項についてお尋ねをしたいと思います。

この改正は、幼稚園の年間の使用料を改正するものでございまして、今までの説明の中では、地方交付税単位算定基準額により園料の決定をするということでしたが、ちなみに合併前の使用料につきましては、野洲が7万2,000円、中主が7万800円ということになっております。今、この時期になぜこのような改正をしていかなければならないのか。また、この差額2,400円に対する税収となるその部分について、園の運営にどのような状況が起きていくかお尋ねしたいと思います。

ちなみに、合併後に下水道料金の値上げ、あるいは給与生活者の所得税の改正、また直接高齢者をねらい撃ちした医療改革等、さまざまなものが上がっておる昨今におきまして、子育て支援、また少子化対策等にいろいろと影響が出てくるものだと私は思います。ちなみに、2人目以降は減免措置が講じられているということは聞いておりますが、できるだ

け住民のニーズに合った算定でもってやっていかなければならないと思います。そうした  
ことについてお尋ねをいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） おはようございます。

ただいま議題となっております野洲市使用料条例の一部を改正する条例について、鈴木  
議員のご質問にお答えをいたします。

野洲市幼稚園保育料は、平成17年4月に合併協議会の調整結果に基づきまして、7万  
8000円に改正されました。合併協議会の調整の具体的な内容は、保育料については合併  
する年度においては旧町の例によるものとし、合併する翌年度から統一する、保育料の統  
一基準は地方交付税基準財政需要額に定める単位費用算定基礎額を基本として調整すると  
いう調整結果に基づきまして、当時の旧中主町の保育料でありました年額7万8000円、  
月額5,900円と定めたものでございます。

なお、合併前の旧野洲町の保育料は7万2,000円であり、本来ですと地方交付税の  
単位費用算定基礎額が基本でございますので、平成16年度には7万3,200円、月額  
6,100円に改定されているところではございますが、合併による調整で保育料は据え  
置きまたは減額ということになっておりました。また、地方交付税の基準財政需要額の単  
位費用は、園児1人当たりの月額的一般財源所要額を毎年改定されますもので、保育にか  
かります最低限の経費として算定基礎額が算定されているものでございます。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） ただいま説明を受けましたが、合併前の7万2,000円、ある  
いは7万8000円に対して、今回提案されております7万3,200円、それはそれで今  
の説明で納得はしましたが、これは平成19年4月1日からということ受けてお  
りますが、その後この2,400円の差額でどれだけの金額が増収としてはね返ってくる  
のか。その分をお尋ねいたします。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 鈴木議員の再度のご質問にお答えいたします。

月額2,400円の改定によりまして、増と見込まれます額につきましては145万5,  
000円となります。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） ただいま145万5,000円プラスということでございますが、合併協議会でこのような決定事項ではございますが、これは子どもさんを育てておられる親御さんにとっては、やはりその金額いかに関わらず、心理的な部分でかなり影響されるんじゃないかなろかなという思いを持っております。合併して公的料金が下がったということは今ないわけですね。すべてが「サービスは高い方に、負担は低い方に」という合い言葉から裏腹な状況になっていることは現実でございます。そうしたことを払拭するには、どのように保護者の方に理解してもらえるか。その辺の手段等は考えておられるのかお尋ねして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 教育部長。

教育部長（南 喜代志君） 鈴木議員の再々度のご質問にお答えいたします。

2,400円の改定ということで値上げになるわけですが、そうした保護者の方の心理的負担に対して、払拭するためにどのような手だてを講じるのかというようなご質問でございますが、幼稚園の保育をめぐる情勢というのは、今厚生労働省なり、あるいは文部科学省が協働して法案を提出しております認定こども園の制度でありますとか、今大きく変わろうとしている転換期でもございます。そうした時期におきましても、一人ひとりの子どもに保育が行き届いてその子どもの発達段階に応じた個の保育がきちっと確保されますように、今後とも努力をしていく所存でございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、お答えとします。

議長（荒川泰宏君） 次に、第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） おはようございます。

第82号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について質問いたします。

本国保条例の改正案では、出産一時金現行30万円を35万円に引き上げることにつきましては、今日の少子化対策を講じる上でそれはそれで妥当なものと考えます。しかし、同時に提案されております高齢者の医療費の一部負担の引き上げについては、大きな問題を含んでいます。

この問題は、国会で自民、公明が進めた医療制度改革関連法の改悪成立にありまして、その内容は、医療費抑制を最大の目的として国民、患者、特に高齢者と団塊世代をねらい撃ちし、給付削減と大幅な負担増を強いる改悪であります。

具体的に、第1には高齢者の窓口負担の現行1割を2割に、今回現役並み所得者は現行2割を3割に引き上げる。70歳以上長期入院の食事、居住費を患者負担にする。高額療養費の自己負担額を引き上げるなど、国民、患者に給付削減と大幅な負担増を強いる内容です。

第2には、高齢者の新たな医療制度の創設。これは75歳以上の高齢者を対象とした独立保険を創設し、被扶養者からも保険料を取る、保険料は年金から天引きするとされています。現在、介護保険では月額1万5,000円以下の年金受給者、無年金者は普通徴収として市が徴収しています。当然滞納の方もあります。予定されている新たな国保の高齢医療制度は、同様滞納となれば医療保険からの排除も予想されます。

このように、高齢者の負担増と給付削減によって高齢者医療費を抑制するものであり、こうした給付削減と負担増では病気の早期発見、治療が妨げられ、お金がなければ医療が受けられなくなるという事態を招きかねないと言わざるを得ません。

そこで、今回の条例改正案では、70歳以上の高齢者に対して、現行2割負担となっている現役並み所得者に対して、これを3割負担にするものであります。しかし、現役並み所得者といえども大きな負担でありまして、まして先に指摘しましたように、今後においてはその他の70歳以上に対しても、平成20年度から現行1割負担を2割負担にすることにしているのであります。このような医療費負担の強化は、先に言いましたように医療抑制につながり、病気の早期発見、治療の妨げになることは明らかであります。

そこでお聞きしますが、1点目に、今回医療費の窓口負担が2割から3割になる対象者、いわゆる現役並み所得者とは何名なのか、またそれによる負担増の総額の予定額は幾らなのか。

2点目に、さらに問題なのは昨年来、定率減税の段階的廃止や課税最低限の廃止縮小や老年者控除の廃止などで、実際所得がふえていないのに現役並み所得者となり、これまでの1割負担の人で一気に3割負担になる人が発生いたします。いわゆる飛び級の値上げがありますが、このような人は何人いるのか。

3点目に、今後75歳以上の後期高齢者の保険を新設するとなっておりますが、年金1万5,000円は先に言いましたように普通徴収となる予定であります。これとの関連で、介護保険の普通徴収で現在75歳以上の人の滞納者は何人いるのか。

4点目に、以上高齢者ねらい撃ちの医療費負担増は国民皆保険制度、すなわち社会保障制度の根幹をも否定するものであります。私は政府にこのような負担増の中止を地方自

治体としても主張すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

最後に、このような今回の負担増の提案等を踏まえまして、医療負担増に対して市独自の助成制度が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（三上秀子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議第82号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご質問にお答えをいたします。

今般の医療保険制度の改革は、現在の国民皆保険制度が持続可能な制度として再構築するため、所要の改正が行われたところであります。

まず、ご質問の第1点目の本年10月から負担割合が2割から3割になる国民健康保険の70歳から74歳までの高齢受給者は約110人で、本年度の本人の負担増額は1人当たり約2万円を見込んでおります。

また、2点目の昨年1割負担であった方で本年3割負担となられる方は約70人と見込んでおります。

3点目の介護保険の75歳以上の普通徴収の滞納者は、平成17年度決算時点で33人です。

次に、4点目の負担増に対しての政府への主張をとのご意見でございますが、少子高齢化が進行している現在におきまして、今後団塊世代の大量退職等ますます高齢者が増加することが見込まれる中、将来にわたり上質で安心して医療が受けられるよう、さまざまな施策が行われようとするものであります。

今回の改正の中には、生活習慣病予防に力点を置きました中長期対策とあわせ、公的保険の負担の見直しが行われた中で、現役世代と同様の所得を有する方へ一定の負担を願ったものであると理解しております。また、今回の改正が国民健康保険の運営の安定化に資するものと考えております。

また、第5点目のこの制度改正に伴う医療負担増加への市としての独自の助成制度は、現在のところ考えておりません。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 再質問を行います。

今、答弁で国民の皆保険制度維持のための改革、あるいは高齢者増加の中で良質の医療

の保障あるいは生活習慣病に重点を置いたと言われましたが、先ほどの質問を繰り返すわけではありませんが、しかし全体として、さっき言いましたように負担強化が重点に置かれているのではないのでしょうか。すなわち医療抑制も含めまして、先ほど言いましたように今回は70歳以上の現役並み所得者は2割から3割なのですが、平成20年度からは70歳以上の方は1割から2割になる問題とか、あるいは医療療養病床、ここでの食事、居住費の負担実施とか、これも以前問題になりましたが、混合診療、あるいは保険外負担の拡大、それと先ほどこれも言いました、75歳以上の後期高齢者保険の創設、これは低額年金者からも徴収いたします。まさに高齢者ねらい撃ちでありまして、とても先ほど言われました高齢者の増加の中での医療の良質な保障とは言えないと思うのですね。先ほど答弁ありましたように、現役並み所得者といえども高齢者の中で、当然若い人と違って高齢者は病気がちであります。当然医療にかかる機会が多いと思うのですけれども、にも関わらず今回2割から3割になる人が110名、そのうち1割から3割に一気になる人が70人、これは110人の中の70人ということですね。このように一気に1割から3割になる、こういう方もおいでなのですね。これは余りにもひどい負担強化だと思うのですね。

これも先ほどお聞きしましたが、例えば介護保険では年金1万5,000円以下は普通徴収であります。滞納者もある。今後、この医療制度改革、私から言えば改悪であります。先ほどの答弁とは裏腹に、このようなことを進めていけば本当に負担ができない、あるいは医療の抑制につながる、それが懸念されると思うのですが、この再質問、今しましたけれども、今の指摘を踏まえてもう一度全体をお聞きしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（三上秀子君） 小菅議員の再質問でございますが、確かに今おっしゃいましたように、高齢者に次々といろいろな負担がかかりまして、本当に申しわけないことなのですけれども、しかし医療費もこのままでいきますと膨大に膨れ上がってまいりまして、それをやはり抑制といいますか、しないといけない時期に来ております。それで、もちろん抑制もそうなのですが、先ほど申しましたように介護予防にも力を入れて、両方で医療費を抑えていくということになります。負担につきましては、所得の方には条例に合わせて軽減もしておりますし、また要綱に定めまして負担の軽減も図っておりますので、そのあたりは今後またしばらく、10月以降なりゆきを見守りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。



18番（小菅六雄君） 確かに国全体での医療費の増大というのはあるのですが、しかし、これは国に関わる問題かもわかりませんが、医療費の増加についても、あるいは国との関係では独占薬価の見直しをもっと国に進めさせるとか、やはり国民の立場に立った医療改革を進めるよう、これはある意味では国の問題になるのですけれども、言いたいのは、それを市民、国民に負担させるというところが問題なのでありまして、初めに言いましたように今回10月から、1割から一気に3割負担になる方が発生してくるのですね。このことについて、何とか市独自の救済といいますか、制度を考えるべきだと思うのですね。市長はこれまで福祉医療についていろんな、全県に先駆けてやってこられた部分もあるのですね。乳幼児医療にしても、それと昨年からの障害者に対する県が一部負担を導入した制度も全体としてそれを維持したいと努力されたのですね。やはり、今回のこの問題でも、そういう立場を市として、あるいは市長としても私ははっきりされたいかかなと思うのですけれども、そういう意味で質問では市長にも答弁を求めておいたのですが、現状を踏まえて一気に負担が強化される今回のことについて、市独自の助成制度を考えられないのかどうか。これまでの市長の議会での言動を踏まえて、ちょっと市長にお聞きしておきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） お答えを申し上げますが、内容は今次長が答えたとおりでございます。将来後期高齢者の分を広域でやっていこうという取り組みがあるのですね。そうしたときに、滋賀県下で一円の保険料を取っていくということになれば、今1割の人が3割の負担をする、あるいは2割が3割に上がるというこの辺のことは、そうした新しい施策を踏まえての上での一つの準備段階であろうと、こういうふうにも思われますので、今ここで野洲市がおっしゃるような特別なそういう施策を講じることは自身、やっぱり広域で取り組む上で非常に障害になるのではないかというような意味からも、やっぱり今しばらくはこのままの状況で勘弁をいただきたいと、こういう思いをいたしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（荒川泰宏君） 次に、議第85号から議第89号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

それでは、第17番、野並享子君。

17番（野並享子君） おはようございます。

議第 85 号平成 18 年度野洲市一般会計補正予算（第 2 号）について質問いたします。

工業振興費 4,638 万円の補正ですが、当初予算は 4,400 万円でした。17 年度決算では 1 億 3,162 万円です。20% 補助ということですから、低金利の時代に大きな援助だと思います。この工業振興費は、平成 17 年 3 月議会で議決されました。用地取得、建築、増設、雇用促進、環境関連助成金で 5 億円以上の投資額と 5 億円未満の投資額の事業者に分けられました。この間助成事業を活用された事業所は資本金幾らの企業が利用されているのか、明らかにされたいと思います。

また、この助成金を利用した企業で新たな雇用や新規参入事業者は何人、何件ありましたでしょうか。また、この事業によって投資費用と今後入る税金などはどのようなシミュレーションになっているのか明らかにされたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） おはようございます。

ただいまの野並議員の議案質疑につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず 1 点目のご質問、助成対象事業所の資本金につきましてですが、中小企業の定義で製造業で 3 億円以下が中小企業と言われておりますので、そこで分類いたしますと、3 億円以下の会社が 9 社、3 億円を超える事業所が 2 社でございます。

それから、2 点目のご質問でございますが、新たな雇用や新規参入事業者数でございますが、まず雇用につきましてですが、助成の申請時に企業から提出いただいております事業計画書によりますれば、市内に住所を有する正規社員及び正規社員と同等の社員としては、46 名以上の新規雇用が見込まれております。それから、新規参入事業者数でございますが、3 社でございます。

続きまして、3 点目のご質問でございますが、投資費用と今後入る税金についてお尋ねでございました。市としまして支出する事業費、助成金でございますが、平成 17 年度から今回の補正まで申請をいただいているところでは約 11 億円を見込んでございます。17 年度、現在の補正で合計しまして、うち 2 億 2,000 万を今回措置したということになります。

それから、税収につきましてですが、事業者が建築、設備費等に投資されることから固定資産税などが考えられますが、税収の試算は大変難しいところでございまして、先の条例制定時の議会でもお答えしましたとおり、助成金に見合う税収につきましては、投資額によって変化するというふうに考えてございまして、事業者の投資総額が 30 億円以上の

場合で3から4年、投資総額が10億円以上30億円未満の場合は約5年から10年で税収が見込まれるというふうに想定してございます。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 野並享子君。

17番（野並享子君） 今ご答弁いただきましたが、この中小企業の製造業で3億円以下9社、以上で2社というような状況ですが、今回の補正の中で村田製作所などの名前が出ておりましたが、あそこは中小企業というような分類ではないのではないのでしょうか。大企業だと思いますが、体力的にそういった設備のできる利益を上げている、そういう企業とフォローをしなければならない企業というのがやはり自ずからあると思うのです。野洲市の場合、とりあえずそういった分け方ではなくて、投資金額5億円以上というのと5億円以下という形の状況になっていますから、申請をされれば当然5億円以下ならば20%というような状況になると思うのです。市民の税金を使う関係で、本当に年金だけでわずかで生活されている。けれども今回課税最低限が120万に引き下げられて、本当にそこから税金が徴収されての積み上げた市税だと思うのです。こういうような積み上げられた貴重な税金を、体力があって自分の企業でできるところにまで本当に助成しなければならないのだからというものが、ちょっと私は、この条例の中でもっと中小の、手を差し伸べなければならない企業がこういったものを使って新規参入で野洲市に入ってきてもらえとか、またさまざまな雇用促進をしていただけるというふうに解釈していただきましたけれども、これを見てもみると、もう一回この条例そのもので検討していかなければならないのと違うかなという思いもいたします。

それと、今回の決算書ではがばっと1億3,100万という形でしか金額として載っていないので、内容説明がわからないんですけども、この条例が出されたときには、環境関連事業助成金というふうなものもございますね。その中には、土壌地下水等の調査事業経費300万円、対象の30%以内とかというような部分もあるわけですが、やはりどういところでどういうお金が使われているのか、一括的に今回も4,600万、今年1年で昨年を超えますね。昨年は1億3,000万ですが、もう既に今年で1億4,500万ですから、昨年をはるかに超えた金額になると思うのです。こういった中で、その中の、用地取得助成金や建築設備助成金、また雇用促進助成金、環境関連事業助成金という4項目に分かれてあって、4項目目の環境はさまざまなア、イ、ウ、エ、オ、カという形で出されているのですが、こういった細かな明細もやはり必要ではないかというふうに思いま

す。どういうところで使っておられるのかなという部分がございます。

昨年オリベストが申請されて、緑化推進とお聞きしてはいたのですが、何か表の、今後8号線バイパスができるあたりに新たな建造物ができましたし、中でどういうふうな形で助成金が使われているのか。2割の補助ですから、投資されているのは自分のところで投資されて緑化の部分だけ助成金を使われたとは思うのですけれども、何か全体的に本当に貴重な税金が使われている姿が見えてこない。

それと、雇用の促進46人というふうな形が言われましたけれども、本当にこの2年間で46人プラスアルファがされたのだろうか。あっちこっちであそこに正社員で入ったというふうな話も聞きませんし、そういうふうな意味では、この中には新規従業員を新設の場合は5名以上雇わないといけないことになっていますし、増設の場合は2名以上というふうな、そういう助成金そのものの規定があるのですけれども、以上ということですから、本当に雇用の促進になるようなものでないと、これもやはり税金が生きてこないなという思いがするのですが、昨年そういう意味では行政として検証されたのかどうか。1億3,100万円からの税金を投入してどういう形の雇用促進がされているのかというふうな検証がされているのかというふうな部分も、やはり今年これだけまた投入していきますから、確かに設備投資やらさまざまな形で投資をされれば、それはまた建設土木の関係で野洲の業者が仕事をされればそういった波及効果はあるとは思うのです。誘い水、呼び水にはなると思います。しかし、他のまちからの業者が仕事をされたのでは呼び水にはならないし、それも規定もされていないから、他のまちから来ておられるのかどうかというのは、これはもうその事業所の裁量の問題になってきますので、やはりこの条例そのものも、もうちょっと本当に市民の税金が生かされるようなものにならないと、規定やいろいろな形のものも必要でないか。ここ2年、工業振興費の支出状況を見ていて思うのですが、ご答弁をお願いします。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、助成対象についてのご指摘でございましたが、ご指摘の中でございましたとおり、資本金という切り口と投資額という切り口がございます。私どもとしましては、従前からご説明していますように、投資された効果に見合った助成をしていくという考え方でございますので、対象企業の資本金の額ではなくて、投資額に応じて助成をさせていただいております。比率でいきますので、投資額が多ければ助成も大きくなるという仕組みでござ

ざいます。ただし、私どもの財政規模から申しまして無限に行うというのも難しゅうございますので、一定の投資額以上は助成の対象としないということにしておりますので、例えば投資額5億円以上でいきますと、助成の上限が1億円という形でさせていただきます。ですので、例えば20億円投資したという会社がございまして、その2割で4億円助成するかといいますと、それは実際には私どもとしては1億円ということにさせていただいておりますので、投資額が1億円を超えるようなかなり大きなものになりますと、どうしても助成の比率としては落ちてまいります。ですので、結果的に小さい投資は規定額をお支払いしておりますが、大きな投資につきましては、どうしても助成の比率が下がってくるという仕組みでございますので、このあたり、投資に見合った助成ということからは外れるのでございますが、私どもの力の方からは致し方ないのかなというふうに考えているところでございます。

それから、助成の中身でございますが、ご指摘のとおり助成を行った金額で実際に企業さんがどういうものをつくっているかといった細かいところは、この議会の方にも詳細を報告しておりません。これにつきましては、何分、企業の投資計画といいますのはその企業にとってみれば社内の非常に重要な事項でございますので、私どもにいただいた資料の扱いについても慎重に行っているところでございます。ただ、ご指摘のとおり環境なのか用地なのか施設なのかや、どういったところに投資に使われたところに私どもの貴重な税金が入っているのだということは、確かにご質問のとおりある程度ご説明する必要があるかと思っておりますので、これにつきましては企業さんと相談させていただきまして、その同意のもとに一定の公開、中身はご説明する方策を検討してまいりたいと思っております。

それから、昨年度よりも上回った投資額というお話が今、中にございましたが、当初予算と今回補正を合わせまして今年度約9,000万でございますので、まだ昨年度の予算額の方が上回っておりますので、若干訂正させていただきます。

それから、正社員が入ったかとか周辺の、例えば設備投資のときに私どもの市内の企業さんを使われているのかとか、その効果の検証といった面はどうなっているんだろうというようなお話、ご指摘だったかと思っております。今のところ私どもの助成のときの要件としまして、先ほど申しました新規の従業員の雇用ということは要件にしておりますので、このへんは確認させていただきたいと思っております。ただ、投資額というのは、企業さんでも1年で投資されるところもあれば複数年投資されることもありますし、それに応じて雇用の方もある日突然全員採用という形でもないものですから、基本的には私どもとして

は労働者名簿とか事業者別被保険者台帳等の照会を通じて、追って確認をさせていただいているという形でやってございますので、ご理解いただければと思います。

以上、回答とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 野並享子君。

17番（野並享子君） 去年と今年で2億2,000万円措置をしたということですから、やはり私は大きなお金だと思います。この申請が出されて5億円以上の事業者、これだけの投資をされるというのは、やはり体力のある企業だというふうに思うのです。借金をされる銀行もお金を貸してくれるだけの、それだけの力を持った企業、そういうところの限度額が1億円でしょう。1回の限度額が1億円ということになっていますから、年間どれだけ以内というふうな限度額も当初予算で出されている範囲で補正、補正、補正という形の積み上げになりますから、申請をされたときに断るわけにはいきませんよね、条例上。私のところの予算枠はこれだけですからこれ以上はできませんという断りができないのですよね、この条例でいきますと。申請を出されてこられたら受けざるを得ない状況になっていく。そうすると、やはり体力のある企業は大いに利用ができるが、本当に中小の部分でそこまでの投資もできないような状況のところには助成もできないということにならないような、やはり条例そのものの、今2年足らずですが、行政としてどういうふうにご考えておられるのか、見解を求めたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） ただいまのご指摘にお答えいたします。

ご指摘のとおり、条例の中にはここでもう払いませんというような規定はございません。現実的には、申請が上がった場合にその申請の認定と助成金の交付という手続を行います。申請の認定をして、例えば交付の方は行わないということは現実的にはあり得ます。例えば予算がないとか、予算措置をしなければ当然手形は切れませんから、そういうことはできます。ただ、それは企業さんにとってみれば、もらえんと思って出した申請なのにももらえないという形になりますので、ある意味アンフェアなことになります。ですので、私どもとしては、やはり議員のご指摘も踏まえまして、いったいどこまでお支払いするのかということは公表というか、皆様に宣言をする必要はある程度あるのかなということも考えてございます。それをどうするのかということは、ただいま私どもの市の中でも行財政改革を進めてございます。その中で、例えばこの制度というのは非常に効果がある有意義な制度とは思ってございますが、実際私どもの身の丈に合ったというか、どういったス

ケールの助成にしていくべきかということも議論させていただきたいと考えてございまして、その中で、私どもとしてはこのぐらいの助成をしていきますということを決めていくべきではないかというふうに考えてございます。

以上でお答えとしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 次に、議第90号から議第101号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

まず、第9番、鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） ただいま議題となっております第90号平成17年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についてお伺いをしたいと思います。

平成16年度決算は6カ月の決算であり、今回は合併後初の決算と言えます。まず、公債費率を見る限り、順調な運営だとは思われない。元金償還額に対し、起債額が多い状態となっておるのが現状でございます。また、この財政運営の状況を分析してどのように思われるのか。特に公債費率が上がった原因及び財政の硬直化や公債費償還による後年の見通しはいかがなものか、ご説明を求めたいと思います。

次に、細目にわたって6点質問をしたいと思います。

まず、総合計画策定業務でございますが、これは新市において策定業務を行わなければならない、また国土利用計画策定業務等も同じものでございます。せんだっての策定業務の中間報告を見る限り、この735万、あるいは国土利用計画の252万の委託料でございますが、余りにも委託料が、それだけの高い委託料がそれだけの効果のあるものかと私は思うわけであります。ちなみに、この委託先はどこにされておるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、行政評価研修業務委託でございますが、980万、今行政評価システム、さまざまな取り組みがされておりますが、この980万についての支援委託、どのような支援を受けている委託料なのか、明確にさせていただきたいと思います。

次に、大きい3点目の有隣館管理運営中、生活実態調査業務委託が262万5,000円上がっております。今、さまざまな部分で、この部分については議論が行われておるところですが、262万もの委託料をかけてある特定の地域を、このようなプライバシーに関わるような実態調査は果たして必要なのか。そして、これができ上がったときの成果はどのようになっていくのか、お尋ねしたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計繰出金でございますが、2億1,700万、これは私が申すまでもなく国民保険の運営をスムーズに行っていくということで、国が示しておる一般会計からの持ち出し分であると思いますが、例えば一般会計から国民健康保険事業に持ち出しをするということは、これは皆さんの税金を国民健康保険に加入されておられる方だけの受益、例えば社会保険等に加入されている方の受益というのはどのようになると思います。当然、雇い主の企業が半額負担するのが、これはもう法的な定めによって決まっておるわけでございますが、その国民健康保険加入者だけの受益ということについて、私は何も異議も唱えていないですよ。社会保険加入の方の立場はどうだということで、質問をしておるわけですので、どうぞよろしくご理解いただきたいとします。

次に、固定資産評価替え調査費で2,661万9,180円ですか、これは18年度固定資産評価替えに係る業務として標準宅地の時点修正、地番図、家屋図の更新、路線価格の見直し等で、かなり複雑雑多な業務が付いて回ってくるわけでございますが、この委託料にいたしましても、例えばこれをやったら税収がどのように推移する、そういうような費用対効果がどこまで把握されているのか。なかなかこれは難しい問題だと思います。そう簡単に出ないと思うのですけどね。この部分の費用対効果はどのようになっているのか。今、路線価についての価格の見直しということでございましたが、この調査によって野洲市の路線価がどのように推移されたかという部分についてお尋ねをしたいと思います。

次に、民間保育所運営事業助成の中で、認可外保育施設移行促進事業672万2,000円、この件に関しましては、北野の子どもセンターができた当時を思い起こすと、この認可外保育園に野洲優愛保育園モンチ、そのときに、議会の中でもかなりの議論があったと思うわけですね。我々といたしましても、一日も早い許認可をおろして運営してもらえよう、それぞれの立場で要請をした経緯もございますが、この平成17年度の決算の中で672万2,000円という決算がうたわれておりますが、やはり優愛保育園モンチにつきましては、かなりの実績もございます。一日も早い許認可をおろして運営していただけるのか、いったい認可がおりるのはいつごろになる予定なのか、お尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

（午前10時02分 休憩）

（午前10時20分 再開）



議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（北口 守君） それでは、ただいまの鈴木議員のご質問6点のうち、総務部関係についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の財政運営の状況についてでございますが、地方自治体の財政状況はバブル崩壊後の長期にわたる景気の低迷によって税収が落ち込み、さらに国の主導による景気回復を目指し、景気のでこ入れをするための公共事業の発注等によって、多額の地方債を発行し、公債費が増加したことなどが財政硬直化の大きな要因となっております。

本市におきましても同様で、さらに本市の場合は税収における法人市民税の占める割合が高く、法人の業績に大きく影響を受ける不安定な財政構造という特徴がございます。

ご指摘の地方債の元金償還額に対して借り入れ額が多い状態については、決して好ましいこととは言えませんが、平成17年度、また本年度においても合併協議で確認された事業を推進するために、交付税措置のある合併特例債等を活用して地方債を発行したものであり、合併時としては一定やむを得ないものと考えております。

公債費比率の上昇の要因につきましては、公債費の増加はもちろんでございますが、その算式において交付税算定上の標準税収入額を用いて算出することとなっていることから、年度によって増減の大きな法人市民税の影響を大きく受ける性格のものとなっております。平成16年度の法人市民税の落ち込みが、平成17年度の標準税収入額の落ち込みとして公債費比率の上昇につながったとも言えるのではないかと考えております。

今後の財政見通しにつきましては、本年度も合併に関わってコミュニティセンターや学校給食センターなどの多くの事業に地方債を予定しており、後年度に公債費負担を抱えることとなります。一方で、税収や地方交付税は増収が望めず、財政構造の硬直化傾向が進み、一層厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

このようなことから、今後の健全な財政運営を確保するため、行政改革大綱と共に、財政健全化計画の策定と実行が急務であると考えております。

次に、第2点目でございますが、総合計画策定業務、国土利用計画策定業務の委託先についてでございますが、まず総合計画、国土利用計画につきましては、両計画の間には密接な関係がございます。さらに都市計画マスタープランとも整合性を図る意味から、これら3つの計画を同時に策定するため、一括発注を行うことといたしまして、9社による提案を受けまして、審査によりまして株式会社パスコ滋賀支店と契約をいたしまして、そこ

で業務委託をしたものでございます。

それから、行政評価研修業務の支援内容でございますが、これにつきましては、行政評価制度の導入を図るため、職員の認識や評価事務に係る技術的な手法の深化を目的として実施したものでございまして、支援の内容につきましては、同時に策定中の総合計画の進行管理システムとして運用するために、総合計画の策定経過を教材として、成果指標の設定手法についてや施策や事務事業の優先度の設定に関わっての研修を主に指導していただきました。

それから、3点目の生活実態・意識調査業務でございますが、これにつきましては、野洲市として今後の同和施策を推進する上での基礎資料とするため、北比江地区に住んでいる75世帯、224人を対象に、地元説明会を開催いたしまして、生活実態・意識調査を実施したものでございます。この調査の成果につきましては、同和対策審議会での答申の基礎資料として活用すると共に、現在推進しております野洲市同和対策基本計画、実施計画にも反映していただいております。

今後、野洲市においてはこの調査結果を踏まえて、基本計画に基づき部落差別をなくすための取り組みを実施していきたいと考えております。

それから、第5点目の固定資産評価替え調査業務についてでございますが、まず税収の推移についてでございますが、これにつきましては時点修正というよりも課税客体の把握に努めたということで、その中で数千件の課税客体の異動を発見することができました。これに伴いますと、増もあり減もあるということですので、額はつかみ切れておりません。

それから、費用対効果ということですが、17年度におきましては旧中主町と旧野洲町との評価方法の違い、すなわち旧中主町地域で行われていた「その他評価方式」を「路線価方式」に切り替えるための業務を行ったところでございます。また、本業務におきましては、航空写真により地番図、家屋図などのデータを更新することから、旧年度との突合によりまして、書類等では確認できにくい課税客体の異動も数千件発見することができました。公平で適正な課税客体の把握に成果を上げております。

それから、路線価の推移でございますが、路線価の推移につきましては依然として下落傾向が続いておりまして、今回の見直しでは平均で約1.5ポイントの下落ではないかというふうに思っております。

以上、私の方からお答えをさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（三上秀子君） 次に、4点目の国民健康保険特別会計の繰出金につきまして、一般会計からの繰り出し総額は約2億1,708万円で、国民健康保険特別会計の運営に要する経費を国より示されたルールにのっとり繰り出したものでございます。その内訳といたしましては、税負担の緩和、保険者支援としての国民健康保険法の規定による保険基盤安定負担金繰出金として約1億205万円、また地方財政措置がされ、国の通達に基づく事務費を含む職員給与費等繰出金として約8,365万円、出産育児一時金繰出金約1,020万円、低所得者や病床数等保険者の責に帰さない事由に対する財政安定化支援事業繰出金として約1,158万円、県、市の施策として実施されている福祉医療による影響分としてその他一般会計繰出金約960万円を繰り出したものであります。これらの繰出金につきましては、ご説明いたしましたように一定のルールにのっとり実施しているものであります。これら金額を繰り出さないことには、国民健康保険者のために措置されている額を他事業に流用することにもなりまして、公平さを欠くものと理解しております。また、保険基盤安定繰出金の特定財源といたしましては、国庫負担金として約1,000万円、県費負担金約6,653万円を受け入れております。

もう一点、続きまして、第6点目ですが、認可外保育施設の移行促進事業補助につきましてのご質問にお答えをいたします。

この補助につきましては、野洲駅前を中心とする保育ニーズや乳幼児に対応した保育サービス、例えば低年齢児保育、延長保育、一時保育等の供給増を図るために、地域の保育資源として認可外保育施設が認可保育所に移行するために必要な経費に対し、3年間で限りに予算の範囲内で補助をしているものです。

補助対象者は認可外保育所である野洲優愛保育園モンチで、おおむね小規模認可保育所の最低基準を満たしており、かつ運営や保育内容等も一定レベル以上であるなどの条件等を満たしておられます。認可に向けては、県、野洲優愛保育園モンチ及び市担当課と何回も協議を進めておりますので、なるべく早い時期に認可園に移行できるように支援してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） まず財政の方からお尋ねをしたいと思います。

意見書をもとに質問をしてまいりたいと思いますが、平成17年度の地方債の状況でございますが、起債発行額が26億1,670万に対しまして、元金償還額21億8,54

5万7,000円ということで上がっておりますが、まずこの部分に関しまして、ここへプラスアルファ利息の部分を含めていかなければなりませんね。利息の部分が、4億7,375万という長期債の利子があります。ちなみに、長期債の借り入れ先別元金償還額及び現在高を見ても、242億2,805万2,000円という平成7年度末の現在高がございます。そしてまた、借り入れ先につきましても、財政融資基金、これは国の関係でございますが、それからゆうちょ、簡易保険、公営企業、滋賀銀行、びわこ銀行、滋賀中央信用金庫、JAおうみ富士、市町村共済、自治協会、市町村振興協会、退手組合、振興資金ということで、ずっと借りられるところは全部借りているというような感じで行われておりますが、そうした中で、決算ですから、例えば利子につきましても、これは当然債務負担行為の中で5%以内とかというようなことでうたわれておりますが、それぞれの各事業に対しての利息を、やはりここへ計上していくべきものだと思うのですよ。我々はそういうものが何もわかってこないわけですね。国の制度だったら幾らだ、滋賀銀行だったら幾ら、びわこ銀行だったら幾ら、JAだったら幾ら、これは事業によってかなり差が出てくると思うのです。で、すべてこういう起債については国、県から認められたものだと私は思うわけですが、縁故債はないと思うのですけれども。そうした部分を見てみると、元金償還額の中にやはり4億7,375万ということがプラスアルファになってきている。そういう部分が一向に見えてこないというような思いがするわけですね。

それとまた、先ほど申しましたように、財政力指数につきましても0.68、経常収支比率については92.5、ただ公債費率が18.9というような数字を示しているということは、やはりどう見ても財政の硬直化につながっていくものだと思うわけですね。そして、今総務部長が申されました合併特例債、さまざまなことで対応していくということでございますが、いずれにいたしましても、この合併特例債もやはり30%の部分については償還をしていかなければならない。そうしたときの中長期的な見通し、そういうものはいったいどういうように思われているのか。そういうことについても再度お尋ねをしたいと思います。

そしてまた、この平成17年度の野洲市一般会計予算の中で、さまざまな債務負担行為での表がございますが、こうした部分の中でも、やはりもう少し詳細を、備考欄等を設けて示していただければ我々も納得がいくわけですが、そうしたことについてのお考えはどう思われるのかお尋ねしてまいりたいと思います。

次に、企画調査推進費でございますが、総合計画策定業務、国土利用策定業務、行政評

価研修業務委託料、あるいはマスタープラン、これはもう当然新しいまちづくりに向かって進めていかなければならない問題でございますが、行政評価研修業務委託ということで上がっておりますが、これは今の回答の中でマスタープランあるいは総合計画、国土利用計画について職員が研修する委託料だということをお聞きしましたが、すべてこれがかかってくると、コンサルに委託してなおかつ職員の研修にこれを出していくということについて、どのようなことにつながっていくのでしょうか。これが野洲市総合計画基本構想中間案ですね。これは18年5月に出されております。これの中身を見る限り、旧野洲町におきまして作成いたしました第4次総合発展計画の若干上乘せのような感じのものですね。これでしたら、職員さんレベルでも作成可能だと思うのです。やはり都市計画審議会のメンバーがいて、その中でさまざまな議論をしてつくり上げていく。多額の金額をコンサルに委託していかなければならない、こういう部分についてどうかという思いもあるわけですね。その辺について、今回私は随分と委託料にこだわっておりますので。

もう一つ、委託料の件に関しまして総合的にお聞きしたいと思います。この平成17年度の決算の中で、委託料は幾らかかっているのか。さまざまな部分で委託料というのは上がっておりますね。今回私が所管している委員会についての質問は質疑をしておりますが、さまざまな委託料が上がっております。そのトータル金額は幾らになっているのか。総予算の何%を占めているのか。そして、その費用対効果はどのような形であらわれてきているのか。その辺をお尋ねしたいと思います。

次に、有隣館の件ですが、生活実態・意識調査業務でございます。これも旧野洲町のときは早くから手がけてやった経緯がございますが、やはり何と申しましても、無記名であっても、どうしてもプライバシーというものをさらけ出していかなければならないものがあるかと思っておりますので、こういうことについては十二分に配慮をしていただき、やはり一日も早い同和行政の締めくくりをしていただきたいなというような思いでございます。どうしても、やはり差別がある以上はこの問題は解決していかなければならない問題だと思いますが、一日も早い対策をお願いしたいと思います。

次に、国民健康保険事業特別会計の繰り出しについて、ただいま回答をいただきましたが、一定のルールに従って国、あるいは県の補助金にのっとってという回答でございました。やはり行政といたしましても、保険者に対する援助というのが必要だと私は思います。また、一般的に、これは要望としておきますが、社会保険に加入している人の立場、どのように扱われていくのかということも、今後の一つの課題として心にとめておいていただ

きたいと思います。

次に、固定資産税評価替え調査業務委託料についてでございますが、これは課税客体の異動、さまざまな部分で大きく移り変わろうとしております今の野洲市、当然手間の要る、また金のかかる委託料でございます。ただいまの回答の中で路線価の下落が1.5ポイントということでございましたが、この部分について費用対効果というのは、やはり路線価が下落している以上は、そう望めるものじゃないと思うのですね。いったいこの下落による税収面、これはどのような形で推移していくのでしょうか。

次に、民間保育所運営補助事業でございますが、これはただいまの回答でございましたが、乳幼児からここでお世話をされているということで、無認可でございましてもかなりの実績を上げておられます。一日も早い許認可をおろしていただくよう、これまで一体県との協議の中で決めていかなければならない問題でもございますが、やはり市として一日も早い認可をおろすためにどのような形で検討、協議を進められるのか。その辺についてのお尋ねをしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） それでは、鈴木議員の再質問ということでございますので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、起債関係でございますが、借入金の利息の計上、それから債務負担行為の関係の詳細明示ということでご指摘をいただきました。これにつきましては、表記方法等については検討させていただきたいというふうに思います。

それから、財政の中長期的な見通しということなのですが、これもお話が出ました合併特例債につきましては、今後の事業の推移等もありますので、事業の推移につきましては現在策定をいたしております財政健全化計画の中で明らかにしていきたい。その中で見通しもはっきりするのではないかなというふうに思っておりますので、それまで少しお待ちをいただけたらというふうに思います。

それから、行政評価研修でございますが、これにつきましては総合計画、それから国土利用計画の内容を見ながらということですが、現在実施しております事業の評価をするための職員の技量のアップということで、今行政評価研修を委託いたしております。これによりまして、現在の事業の是非を確認いたしまして、それにつきましては総合計画、国土利用計画の中へ生かすということですので、これが成果、効果ということになるかと思えます。

それから、平成17年度委託料の総額、費用対効果でございますが、ちょっと資料を忘れましたので、後ほど答えさせていただきます。

それから、実態調査の関係につきましては、おっしゃっていただきましたように一日も早い対策を講じていきたいというふうに思っております。

固定資産の関係ですが、下落による税収の推移につきましては、細かく計算をまだいたしておりませんので、今数字を明らかにすることはできませんので、申しわけなく思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

済みません、委託料の総額について、今資料を持ってまいります。

委託料全体ですが、これは今年度の野洲市一般会計、各特別会計決算及び基金運用状況並びに公営企業会計決算審査意見書の38ページ、39ページで、各科目ごとの節別の委託料が、一般会計ですが、出ております。これによりますと、委託料の総額は22億5,652万5,728円となっております。これの効果につきましては、それぞれの事業種別でございますので、予算を効果的に使ったという表現にとどめさせていただきたいと思ひます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前10時47分 休憩）

（午前10時47分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（北口 守君） 済みません。ただいま利息の額の方は表示をさせていただきましたが、率の方につきましては、先ほどおっしゃいましたように、事業によってさまざまでございますので、借り入れ先によっても変わりますので、今数が多いございまして、手元の方でその平均値を出した資料がございませんので、また後ほどご提示をさせていただきたいと思ひますので、お願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（三上秀子君） 鈴木議員の再度のご質問にお答えをいたします。

野洲優愛保育園につきましては、先ほど申し上げましたとおり3年間の移行に要する必要な経費を補助しております。県との話し合いにつきましても、県としましてはおおむね内諾はいただいております。あとはモンチがいかに早くその手続を踏

むかでございますが、申請書類につきましても、市としてもいろいろと支援していきたいと思っておりますし、なるべく早い時期に、できましたら19年度の早い時期にでも認可がおりますように、市としても努力していきたいと思っております。あとはモンチさんの動き次第でございますが、あとはよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（荒川泰宏君） 鈴木市朗君。

9番（鈴木市朗君） さまざまな質問をいたしました。特に財政の問題でございますが、17年度の決算では4億7,375万という長期債の利子が出されております。これだけの利子ということは、一つの大きな事業がふっ飛んでしまうような利息でございます。以前だと3分の1行政と申しまして、3分の1の自己資金があればどんな事業でもやっていけるという、そういう考え方の時代もあったように思われていた時代がございます。今、そのような手法を用いて事業を遂行していくとすれば、将来的にかなりの負担を子どもたちに押し付けていかなければならないということが目に見えております。また、合併特例債におきましても、やはり事業の精査を行っていただき、有効なる事業の推進に努めていかなければならないと私は思うわけですね。これはもらったお金ではございません。30%というのは償還していかなければならないわけでございますので、そういう部分についても慎重にお願いしたい。今、総務部長がおっしゃいました財政健全化計画、そうした計画がどのような形で今後進められていくのか。また、公債費率、これは単年度、単年度によってかなり大きく差が出てくるということは私も思っておりますが、このままでいくと、下がるということはまず考えられないというような思いを持っておりますが、そうしたことについてどのようなお考えをされているのか。

次に、企画調査推進費でございますが、マスタープラン、総合計画、国土利用計画、行政評価研修業務委託料、この行政評価研修業務委託料について事業評価を行っていくということですが、これは現在の事業の評価ですね、どのような形で事業評価が出ているのか。二、三の事例を挙げていただくことはできないですか。

また、固定資産評価替え調査業務委託料について、野洲と中主の路線価面の査定の違いということで、これを統一していくために新しく、これは当然3年に一遍の見直しというのもございますが、下落幅が1.5ポイント、これは課税客体の異動ということでございますが、これだけの、1.5ポイントの下落があるとすれば、結構な固定資産税の減収というような形に結び付くと思っております。今、数字的には出せないということでございますが、また後で出すということで。こういう現実がある以上、どうしても固定財源である固定資



産税、これは大事なことでございます。その確保に向けた取り組み等がどうしても、私が先ほど申し上げております企画調査推進費の中で都市計画マスタープラン、あるいは国土利用計画、総合計画の中で反映していかなければならないと思います。今まで野洲市は、企業城下町として法人税を当て込んでおりましたが、法人税にはかなりの浮き沈みがあるということは市長も肌で感じておられると思います。特に、アイ・ピー・エムがいい例だと思うのです。そうしたことを考えてみますと、どうしても固定財源が必要だという思いを私は強く持っております。やはり、その手だてとして新しい市の形成の中で、特に都市計画マスタープランについては、そういう部分で多くの議論をしていただきたいと思えます。

今申しましたことについて、再度お尋ねをしたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 鈴木議員の非常に熱のこもった誠意あるご質問をいただきまして、将来の野洲市はどうなるのだという不安のもとでの質問でございますが、つくづく考えますのに、やはり国の施策としてバブル崩壊後、景気浮揚対策として補正予算を組みながら公共事業をふやしてやってきた。今までの会計のルールを侵して、繰り越してもいいよ、契約しなくても繰り越していいよというような、未着工のままの繰り越しも認めてきたと。非常に財政の規律が、バランスがとれなくなってきた。そういう結果、借金をしなさい、借金をしなさい、借金をした後は国が責任を持つよということで公共事業をふやしてきた。その結果、今その状況が景気の浮揚の問題で非常に大きな分母が小さくなってきたと、こういうことですね。だから率が上がる。だから、これは野洲市だけの問題ではなしに、全国的に自治体が抱えた問題なのです。

そこで、我々は今、交付税の単位費用の見直しをしよう。起債をしたときには起債をし、利子と元金は交付税でやるから公共事業をしなさい、これが国の施策でした。それにとっているいろいろな公共事業をやってきたのですが、言うなれば今、そのツケが回ってきたという状況なのです。だから、これは大変なことだから地方交付税の算定替えの段階補正において、やっぱり国がメスを入れようとしているのは、それは反対だと。交付税で見ると言ったのではないかということ、今市長会でもさんざん、六団体を含んで国に要望しているのですが、その要望は要望といたしましても、野洲市の場合もこうして非常に公債費率が上がる。おっしゃるように、今まで非常に多くの法人税が入ってきたと。年度末になったら当然つじつまが自然に合っていたということですね。合わせなくても合っ

ていたという時代がございました。そういうことから、やっぱり職員の意識の中にもそういうことが若干残っていますから、財政健全計画をもとに引き締めていかなければいけないと。

今、420億ぐらい野洲市に借金があるのですよ、工業団地を含んで。しかし、我々が起債を起こして生活費に使ったことはなかったですね。すべて公共事業の財源として投資をしてきた。これが幸いなのです。だから、そのうちの330億ぐらいは、国が認めて地方交付税で元金と利子を見てあげるよと言った分の起債が330億ぐらいあるのです。だから、160億ぐらいが本来の野洲市だけが償還をしていかなければいけないという、こういう起債なのですから、今後一般質問にもたくさん出していただいているのですが、やはり財政健全化計画の中で、行政改革というもののあり方を、始末しよう、始末していこうというだけの行政改革ではいけないと私は言っております。やっぱり構造、もともと、ゼロの出発から構築しなければこの行政改革は生かされないだろうと、こんな思いをいたしておりますので、今後皆さんと共に議論をしていきたいと考えておりますので。

したがって、今後の財政運営につきましては、やっぱり議会の皆さんにもご理解をいただき、市民の皆さんにも理解をいただきまして、まずは始末をしていこうと。今までのような時代ではないのですよと。そこで住民の皆さんの協働による、参加による行政が強いられてくるのではないかと、こんなふうにも思いますので、よろしく願い申し上げます。

それともう一点、委託料の問題、おっしゃるように私も委託料は嫌いなのです、はっきり申し上げて。今まで旧町の時代は総合発展計画、都市計画マスタープランも何も丸投げでした。業者にね。業者のノウハウを集めて書いてくれたものを野洲町と書いてぽんと出したと、これが計画でした。しかし、今の計画はそうではないです。住民の皆さんに集まっていたいろいろな意見を集約して、その中でまとめた意見を、形よく表紙を付けて、きれいな印刷をしてまとめてもらう委託料だけを今見ているのですよ。内容はすべて市民の皆さん、我々がまとめた内容を一つの冊子にしようと。冊子にするお金だけを委託料で払っておりますので、今までとは違うということだけはご理解いただきたいと思います。個々の問題はまた後でということですので、ご理解をいただいております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） それでは、私の方から、事業評価の例ということでご質問が

ございました。現在、事業評価の方は評価の作業中でございますが、まだ具体的に挙げるというところまでは至っておりませんが、行政評価制度自体につきましては、現在の事務事業及び施策をいわゆるP D C Aのサイクルで管理する体制の構築を目指しております。それから、政策自治体として総合計画を基準にした政策実現を効率的に進めるためのマネジメントのツールであるということもございますが、現在進めております行政評価につきましては、単に事務や事業のよい、悪いを事後に判定するだけの制度ではないということで、当然そういった事務事業評価という工程はございまして、大切な事項ではございますが、その工程の後に総合計画が掲げる市政の幾つかの課題の公表、施策、例えば高齢者福祉、防災対策、子育て支援、道路整備の推進等々、全体を見渡して実績や現状を振り返る施策評価という議論を、幹部を含めてするという事になっておりまして、今現在その作業を進めており、今取りまとめ中ということです。今後、その検討をいたして、その次は予算編成方針に生かしていくという段階でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 次に、第18番、小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） それでは、3つの決算について質問を行います。

初めに、第90号の一般会計決算の認定についてであります。

この平成17年度の一般会計をはじめ特別会計は、合併後初めて年間を通じての予算でありまして、新市の行財政の基本、また市長の政治姿勢を表すものであります。予算では合併特例債による事業も行われ、新市の計画が具体的に推進された年度でもあります。それだけに、この決算を今後の市民の暮らしを守る立場から、また適切な行財政運営を行う上で検証が必要です。

まず17年度を見ますと、小泉内閣のもと、年金改悪と定率減税の縮小廃止、さらには老年者控除の廃止や年金への課税など、国民への増税を強化しました。一方で、前国松県政では無駄な公共事業の推進、すなわち新幹線新駅の負担金120億円やダム建設計画の推進を行ってきています。この新幹線栗東新駅の問題では、昨年3月議会の本予算案審議で新駅設置の必要性について県民レベルで否定されていることを明らかにしました。県や促進協議会が明らかにした利用見込みや経済波及効果の報告は破綻していること、このことにより野洲市民のみならず県民の総意は、必要でないということを明らかにしております。しかし、市長は市民への説明責任を果たすことなく新駅設置を促進し、駅舎設置

の負担金を出すことを表明し、昨年8月の臨時議会で野洲市が2億6,900万円を負担するための議案を提出したのであります。

しかし、ご存知のようにこのような前国松県政や市長が進めた新駅推進は、先の知事選挙で市民、県民から明確に否定され、限りなく中止に近い凍結を公約に掲げた嘉田氏が当選したことを見ても、市民の意思に反した推進だったことが明らかになりました。

その一方で、こんなことを進めながら当時の国松県政では2005年から7年度で1,340億円の財源不足が生じるという理由で、県制度としての福祉、医療、教育などの補助、負担の削減、廃止を進めました。総額は420億円とも言われています。このように、国、県の進めたことによりまして、野洲市でも約1億円の影響が出たと言われております。

このような中で、野洲市が福祉医療において、県が乳幼児医療費で通院500円、入院1,000円の一部負担、また障害者医療でも一部負担金制度を導入したことについて、この部分を市単独で助成措置の方向をしたことにつきましては、それはそれで評価しているものであります。

そこで何点かお聞きいたしますが、1点目に、小泉改革5年間で格差社会が広がり、市民生活は一層困難な状況に置かれてましたが、市民の暮らしを守るべき最高責任者の市長として、この17年度における国、県の市民、自治体犠牲の政治に対して振り返り、どのような評価、見解をお持ちなのか。

2点目に、この平成17年度は合併後初めての通年予算であります。同時に、旧2町の施策が調整されました。この点で、市内循環バスを全市で運行、高齢者や障害者への介護激励金についても全市に実施、旧野洲町の学童保育の運営を社会福祉協議会に委託されるなど、市民要望を反映された施策もあります。先に言いましたように、これらは評価するのであります。しかし、市予算全体と各施策、事業を見た場合、市民の負担を強化し、国保税や介護保険料の大幅な値上げなども行われ、市民負担が全体として強化されました。この点、平成17年度は、全体として暮らしを守るべき行政運営と予算ではないとも考えますが、見解をお聞きいたします。

3点目に、同和問題、同和行政の問題であります。これまで再三指摘してきましたように、平成17年度でも本来野洲市において長年の取り組みによる到達と市民の願いから、終結しなければならない同和対策事業を何ら見直すことなく旧野洲町の多くの同和行政を踏襲し、そのための予算と事業を推進しました。ご承知のように、くしくも今全国各地で長年にわたりゆがんだ同和行政の実態が住民の前に白日のもととなり、市民の批判とこれ

を是正する世論、運動が広がっています。京都市では市職員による異常な犯罪と不祥事の発生、京都市では他の都市に例がないと言われる同和選考採用がありました。これは数年前には廃止されたと言われていたのですが、職員採用として公務員としての適性を問わず、部落解放同盟を中心に同和運動団体の推薦による優先採用が行われていました。さらに、運動団体に敷地、用地を無償貸与、改良住宅内の駐車場使用料を特別扱いするなど、優先施策を温存する不正常的な市政を継続していたのであります。当然、このような不正常的な行政では、職員において公務員としての意識や職場規律の低下は必然であり、事件は起こるべくして起こったものと考えます。

そこで、17年度野洲市決算を見ました場合、決算全体、また全事業を見た場合、長年の成果到達を市行政として、また市民の立場からも検証することなく、必要のない行政の推進もしています。本来終結を行うべきであり、どうしても必要な部分は現在の施策の事業の中で行うべきであります。にも関わらず、今なお特定の運動団体である部落解放同盟が主催する全国高校生大会など、各種研修会、会議に補助を出しています。これは単に予算上だけの問題ではなく、特定の団体の主張、理論に基づく集会に補助を出すことは民主主義の問題から否定されるものであります。また、本市の場合、各公共施設の清掃管理は入札を実施していますが、地域総合センターは随意契約となっており、他の施設と比較して高い委託料となっています。さらに、決算では、第5款労働費で同和地区産業就労対策費で共同作業所への補助をしているが、このような特別対策は他の自治体では余り見受けられません。一方、地域改善事業が終了し、現在では特別対策は必要でないにも関わらず、同和事業促進協議会に補助も出しています。

以上、幾つか指摘しましたが、このような予算全体に関わる特別な対策は、私は市民の理解が得られるものとは考えません。このような推進は行政の民主主義をゆがめるのでありまして、ひいては市が市民と市民の間に垣根を温存することにつながるものでありまして、17年度決算を見まして、私は終結すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

2点目に、第91号国民健康保険決算について質問いたします。

17年度は旧2町の国保税が統一されました。しかし、介護保険料と同時に国保税は、「サービスは高い方に、負担は低い方に」という原則に反して大幅に値上げがされました。その結果、国保税の支払いは困難を来し、滞納も増加しています。滞納がふえればその分、本市でも資格証明書や短期保険証の発行が増加し、悪循環となっています。本市の場合は他の市町と比較して、資格証明書や短期保険証の発行の比率は極めて高いものであります。

それだけに高い国保税となっている証拠でありまして、本決算を見まして、改めて国民健康保険制度と社会保障制度の立場に立った国保運営が必要であったのではないかと考えます。

そこで、1点目に、合併後の旧2町の国保税統一では、単に統一ではなく大幅な値上げがされました。これは17年度に料金統一を行うという調整方針に基づいて行われたものでありますが、しかし統一国保税は単純な2町調整ではなく、2町とも大幅な値上げを行いました。この件では、昨年の予算審議でも指摘しましたが、一般会計には2億3,600万円の激変緩和のための財源が地方交付税に算入されています。これは、急激な公共料金の引き上げを避けるための国の財源措置であります。この財源を国保会計に繰り入れることなく、結果として市民負担を強化いたしました。これは、合併で「サービスは高い方に、負担は低い方に」という約束にも反するのでありまして、激変緩和の措置を採用せず負担強化をしたことについての見解をお聞きします。

2点目に、決算では国保税の調定額約10億円に対しまして、収入済額が11億9,000万円です。これに対して、収入未済額は実に1億9,834万円です。また、不納欠損額は1,237万円となっています。これにより、全体の徴収率は約85%、大変低くなっています。この現状を見たとき、高い国保税が原因であることが明らかであります。決算を見て国保税の引き下げも必要と考えますが、見解をお聞きいたします。

3点目に、これと関連して、滞納者の所得別内訳をこの際明らかにされることを求めます。

4点目に、最後に会計処理のあり方について1点お聞きいたします。

本決算では多額の予備費充用と事業間流用が見受けられます。これは歳出の2款保険給付費、説明書の16ページであります。1款療養諸費を見ますと、2目退職被保険者等療養給付費に対して3,590万8,000円が流用されています。これは1目被保険者療養給付費の3,102万円をはじめ、3目、4目、5目からの流用であります。また、8款諸支出において、一般被保険者保険税還付金では予備費から100万円の充用を受けています。いずれにしても、本来国保会計は見通しが難しい会計であることは理解できませんが、そのために款、項の流用ができることは規定はしています。しかし、年度途中で補正が可能であったのではないかと、また2点目には地方自治法第220条2項では款、項は既決事項であり、款、項を越えての流用は禁止されていますが、その立場から確実な予算の編成が必要であったと思っております。その事態についての見解をお聞きいたします。

第91号介護保険事業特別会計決算認定についての質問を行います。

平成17年度の介護保険料は、先の国民健康保険税と同様に旧野洲町、旧中主町の保険料の統一がされました。本来介護保険料は3年1期の計画の中で保険料が設定されるものでありますが、17年度はこの期の2年目で改正、統一、3年目に改正、統一されました。その結果、平成17年度の介護保険料は大幅に引き上げされ、県下市町の中で一番高い保険料となったのであります。平成17年度の介護保険料は第1段階、生活保護、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯、42名いますが、これが基準額で2万3,700円、第2段階、市民税非課税世帯1,562名で基準額3万5,550円、以上5段階までなっています。合計8,282名であります。

以上、簡単に述べましたが、段階別の保険料と人数を見ますと、全国平均では75%の人が住民税非課税であります。野洲市でも72%の人が市民税非課税です。今回、平成17年度の引き上げで、第3段階で旧中主町は6,400円の引き上げであり、旧野洲町では9,400円もの引き上げでありました。本人非課税でもこれだけの引き上げとなったのであります。このような中、市内でも月15万円の年金者が3万9,000円年金が削減された例や、また障害年金と1万円の厚生年金の人が介護保険料を徴収されるようになった例などが発生しています。とりわけ第1段階、第2段階などは世帯所得を合算しても市民税がかからない世帯でありますから、このような世帯からも年金から介護保険料を差し引かれます。わずかな年金で暮らしている世帯にとって、平成17年度の引き上げは過酷でありました。このような中、全国的に独自に第1段階を免除、また第2段階を減免している自治体、さらに5段階制ではなく6段階制、7段階制を採用している自治体があります。

以上が、介護保険会計決算を見た場合、この年度は一層市民犠牲と負担を強化したと言わざるを得ません。昨年3月定例会でこの予算審議の際、減額免除制度を野洲市で行うべきだと提案しましたが、国の制度そのままでありました。

以上を踏まえ、1点目に、平成17年度における介護保険料の引き上げによりどれだけの負担増になったのか。

2点目に、保険料滞納はどのような実態推移になっているのか。所得別の実態はどうかをお聞きいたします。

3点目に、平成17年度の実態を見る限り、改めて第1段階の免除や他の段階においても減免制度が必要と考えます。これについての見解を。

4点目に、17年度は昨年10月からホテルコストなどが導入され、食事、部屋代などが保険対象外となり、自己負担となりました。この影響を野洲市でどう分析されているのかをお聞きいたします。

最後に5点目、介護保険が今年の4月から要支援1、2は保険対象ではなく地域包括支援センターでの対応となっていますが、どのような影響が予想されているのかをお聞きいたします。

以上、予算決算についてお聞きいたします。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前11時18分 休憩）

（午前11時18分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

18番（小菅六雄君） 済みません。介護保険の決算認定について、91号と言いましたが93号の間違いです。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 小菅議員の質問が数多くございますが、その中で1点、2点、私の方からお答えを申し上げます。

小泉政権がということですが、県、国の市民、自治体が犠牲になったと、こういう表現でおっしゃっているのですが、小泉政権が行った規制緩和をはじめとする改革は、社会を含めて経済、あるいは産業の中でのいろんな改革がございまして、特に自治体にとっては分権改革がございまして、地方分権一括法案も成立いたしまして、そういうことから権限移譲が始まりまして、いわゆる中央集権から地方へと時代が変わっていった。そこで、私たちの地域のことは自分で決めていこうというような基本的なことになりまして、いわゆる対等へと転換するステップになったと、こういうふうに思います。また、そこで三位一体の改革を実施されたものですが、3兆円の税源移譲が実現したものの、若干補助金、あるいは負担金の面でいろんな問題を生じたということございまして、私は三位一体の改革は道半ばであろうと、こういうふうに思い、将来に大きな期待を寄せるところでございます。

地方の自由度の拡大という点ではいろいろとあるわけなのですが、特に地方交付税の削減は地方財政運営に厳しいものとなっております。こういうことが、ある意味ではそれぞれの団体に格差が生じてくるのではないかと、こんなことも懸念をしているところです。



こうしたことから、地方六団体から税財政改革を中心とした7つの提言を申し上げまして、政府に対して要望を行っているところでございますが、これら地方の意見を反映していただくように、力強く今後も要望を重ねていきたいと、こういうふうに考えております。

また、県政についてのお話でしたが、私は経費面だけを見て議論をすると判断を見誤る危険性があるのではないかと、こういうふうに思います。議員ご指摘の件につきましては、将来的な効果をしっかりと検証した上で、議会や関係機関との十分な議論を踏まえまして、各種事業の推進を政策として掲げられたものでございますので、短絡的に市民犠牲とは言いがたいと考えております。

次に、2点目でございますが、17年度決算は合併後初めての通年決算としてつくったものでございまして、本市のまちづくりの基本理念であります「人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会づくり」を実現するために予算編成を行ったところでございまして、また市民の声を聞きながら、合併協議によって確認された新たな事務事業として、市民活動の拠点となるコミュニティセンターを旧中主地域に整備を行うことや、あるいは地産地消と食育の推進に配慮した学校給食を実施するための新学校給食センターの整備の経費をはじめ、福祉保健、環境、教育、また各種公聴制度で市民の皆さんからお聞かせいただいた課題等に取り組むなどの事務事業を展開してまいりました。議会で議決をいただいた予算を、無駄のないように歳出の抑制に努めながら着実に執行したところでございまして、市民の安心安全な暮らしを守るための適切な行政運営が図れたものと確信をいたしております。

以上、お答えといたします。以下は助役、また部長の方からお答えをいたしますのでご理解いただきたいと思います。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 小菅議員の野洲市一般会計歳入歳出決算のご質問のうちの3点目についてお答えをさせていただきます。

この問題につきましては、過去何度かお答えをいたしておりますように、地対財特法の期限切れが特別措置法に基づく同和行政の終えんを意味するものといたしましても、部落差別を撤廃するための行政そのものの終結を意味するものではございません。また、国の地域改善対策協議会の意見具申にも、現行の特別対策の期限をもって一般対策へ移行するという基本に立つことは、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではありません。今後の施策二ーズには、必要な各般の一般対策によつて的確に対応してい

くことであり、国及び地方公共団体は一致協力して残された課題解決に向けて積極的に取り組んでいく必要があるとされており、その必要性を指摘されております。

野洲市におきましても、法のあるなしに関わらず、部落差別がある限り同和問題の早期解決を市政の重要な施策と位置付け、諸施策の総合的、計画的な推進に努めなければならないと考えております。

今後におきましても、野洲市同和対策審議会から昨年10月に答申をいただきました「野洲市における今後の同和行政のあり方について」を尊重し、定期的を実施しております人権問題に関する市民意識調査や同和地区生活実態意識調査結果から、各種施設の成果や課題を検証いたしまして、これをもとに策定した野洲市同和対策基本計画に基づき、解決に向け取り組んでいく所存でございます。

この基本計画の実施にあたっては、一般施策の有効かつ適切な活用を図ることは当然でございますが、また一般施策では解決できない課題に対しましては、一般対策に総意と工夫を加え解決を図り、なおそれでも解決できない課題については、特別に必要な措置をもって取り組むことといたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（三上秀子君） 次に、議第91号平成17年度野洲市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の合併に際して地方交付税に算入されている公共料金の激変緩和のための財源についてでございますが、昨年の3月議会におきましても説明させていただいたとおり、合併に伴う財政措置の対象とする経費につきましては、システムの統一等行政の一本化に要する経費及び行政水準や住民サービス水準の調整等に要する経費を想定しております。直接国民健康保険税や介護保険料の財源不足を補うための繰り出しは、当初から想定していませんでした。

また、平成17年度の国民健康保険税の税率改定につきましては、特に合併に起因するものではなく、平常の運営の中で医療費の伸び予測に基づいて必要な財源を確保するために、国民健康保険運営協議会にもお諮りしながら実施したものです。そのため、当該年度だけ一般会計からの繰り入れにより税率を低く抑えることは、かえってその後の急激な増税を招く要因にもなりかねませんので、国民健康保険特別会計の立場からも、特に繰り入れは想定していませんでしたので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、2点目の国民健康保険税を引き下げることについての見解でございますが、まず徴収率について、平成16年度以前からの滞納繰越分を除いた現年度、平成17年度でございますが、課税分だけ見ますと、徴収率は95.15%で、県下市町の中でも高い数値となっております。このことから、全体の徴収率は85%となっている原因が必ずしも平成17年度の国保税率にあるとは考えておりません。また、国民健康保険はこれまで申上げてまいりましたように相互扶助の制度で、加入者の皆さんに医療費の一定割合を給付するためにその財源の一部を保険税という形でご負担いただいているわけでございます。したがって、現行の医療給付制度を維持していくための適切な負担をいただいているものであり、徴収率の観点のみでいたずらに税率の引き下げを行うのは差し控えるべきであると考えております。

次に、3点目の滞納者の所得別内訳についてでございますが、お尋ねに該当する集計データを作成しておりませんので、お答えいたしかねます。どうぞご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、4点目の会計処理のあり方についてでございますが、平成17年度は、ご指摘のように退職被保険者等療養給付費に対しまして約3,600万円の流用を、また一般被保険者保険税還付金に対しまして100万円の予備費の充用を行っております。

補正予算での対応が可能ではなかったかのご質問でございますが、療養給付費や税の還付等につきましては、診療を受けられたり過去にさかのぼって資格を取り消されたりといった結果に対しまして支払いが生じるものでありますので、一定の伸び率による予測が困難な費目であります。また、支払い自体も義務的で、予算措置の有無によって支払いの可否を決められる性質のものではありません。こういったことから、急な支払いが生じた場合などは、補正予算に間に合わず、やむを得ず流用や予備費の充用といった事務上お認めいただいております手法にて対応させていただいているところでございます。

また、地方自治法第220条第2項の流用規定についてでございますが、ただいま申し上げように、正確な予測が困難な費目の性質上、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定に基づきまして、当初予算にて保険給付費の款内流用をお認めいただいております。適正な事務処理であったと認識しております。

以上、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議第93号平成17年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましてお答えをいたします。

まず、第1点目の17年度の保険料の引き上げによる増収の件につきましては、比較の対象であります16年度は合併年度で、不均一課税の年度でありましたが、単純に比較いたしますと、17年度決算では8,370万円程度の増収となっております。しかし、これには被保険者数の増加人数が約312含まれておりますため、これを除いて換算いたしますと、引き上げ分としましては約7,070万円程度の増収となっております。

次に、2点目の滞納の実態でございますが、保険料段階別による滞納者の延べ人数は、第1段階は2人、第2段階は121人、第3段階は74人、第4段階は36人、第5段階は30人、合計263人でございます。また、不納欠損の人数ですが、第1段階は1人、第2段階は23人、第3段階は12人、第4段階は2人、第5段階は2人、合計40人となっております。

次に、3点目の免除及び減免制度の件でございますが、本市では条例等で減免制度を設置しておりますので、今後も条例により対応していきたいと考えております。

次に、4点目の居住費及び食費の影響についての分析についてですが、市内の老人福祉施設を利用しておられます96名の負担額の増減の状況ですが、制度改革により負担額が増加した人は65人で、平均増加額は2万2,000円でございます。反対に、負担額が減少した人は31人で、平均減少額は1万6,000円であり、全体を平均して9,000円の増加額となっております。現在のところ、負担増により施設を退所された方はございません。また、短期入所の利用状況では、10月当初は利用を控える傾向があったものの、その後の利用は順調に改正前に戻っている状況でございます。

次に、5点目の地域包括支援センターの対応でございますが、要支援1、2の方のサービス利用等につきましては、基本的には従来どおり介護保険制度の中で予防給付として賄われております。また、個々の利用者のアセスメントやケアプラン作成は、地域包括支援センターで実施してありまして、現在130件の対応をしております。ケアプランの作成につきましては、今の生活状態をできる限り維持、改善できるように生活目標を設定し、自立に向けた支援の方策を利用者や家族と共に考え、対応している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） それでは再質問をさせていただきます。

1点目に、一般会計の決算であります。市長から答弁いただいたわけですが、野洲市だけを見れば合併に際して、あるいは合併後において、さっき言いましたように福

社医療の問題や市独自で前進させた面については、これはこれで大いに評価させていただいているのです。しかし、全体を見て、国との関わり、県との関わりでどうなのか。そういう立場から市民の立場に立った予算であったのか、なかったのか。そこを問うているわけでありまして、市長は経費面だけで見ると見誤る、短絡的に見るのは云々と言われましたが、小泉内閣の三位一体の改革、これは税源移譲とは名ばかりでありまして、さっき言いましたように、17年度は県も合わせてですけれども9,500万円の影響を受けたのです。昨年の予算議会では、市長は改革そのものは賛成と言われたのです。しかし進め方が問題と言われた。今は大きな期待を寄せていると答弁されましたが、しかし結果として、その後の改革の推移を見ましても、全体としてはこの改革そのものは財政支出の削減が目的の何物でもないのです。私は、やっぱりそこを市長が認識されることが大事だと思うのです。これは表明しておくだけにします。

県と市、また市財政との関わりの2点目ではありますが、そういう中で市民の立場に立った行政運営、財政運営をどうするかという問題ではありますが、市長は先ほど市全体の行財政運営に関して、市民の声を聞きながらやってきたと言われましたが、先ほど言いましたように、例えば新幹線の問題では、知事選挙で明確な審判が下されましたよね。これは知事選以前から多くの市民、県民の皆さんの意向であったのです。そういう意味では、市民の声を聞いてきて行財政を進めたと言われますが、市長の意思と市民の意思は反していたのではないかと私はこう認識していますので、これもまた一般質問しますので、これは表明しておきます。

それと、同じく市民の声を聞いて進めてきたと言われますが、先ほど言いました民主主義の同和行政の問題でも、先ほど若干言いましたように、例えば労働費において労働対策費として共同作業所の150万円ですか、17年度補助されておりますがこれは市施設として指定管理施設となっております。そういう作業所ではありますが、そういう施設の補助金にも関わらず、補助金そのものは直接補助ではないのです。産業振興会を迂回して補助されている。私はこれは正当な補助金交付とは思えないのです。あるいは地域総合センター、これも先ほど言いましたが、清掃管理費は902万円ではありますが、これは当直費を含む金額だと言われますが、市役所本庁舎でも当直費、委託費を含んで1,099万円、分庁舎では清掃と当直を含んで519万円、これらと比較しまして、極めて総合センターの清掃管理委託は高い。これは、やはり入札でなく随意契約のためと思われる。さらに解放同盟が主催されます全国高校生集会や子ども集会に約700万円の補助など、

何点か指摘しましたが、これらの事業補助などは先ほど市長なり部長の答弁で必要である、あるいは市長は市民の声を聞いて行政を進めると言われていますが、私は到底市民からの理解を得られるものではないと思うのですね。その点について再度お聞きしておきたいと思います。

それと、国民健康保険であります。滞納状況を見ましたら、平成16年度、平成17年度ほぼ同額なのですね。単年度でなく全体を見れば徴収率は県下で高い方と言われましたが、全体を見れば85%、私はこの中で先ほど質問しましたが、滞納の分析をされていないのは問題だと思うのですね。分析をされていないというのは、滞納の所得階層別をつかんで分析されていない。そういう資料はとっていないというのは、これは私は行政の怠慢だと思うのですね。税率さえ決めれば、後は滞納が出ようが責任がないのか。そうではないのですね。やっぱりきっちり分析して今後の事業と予算執行に生かす責任があると思うのですね。

分析の一つに、資格証明書の発行がありますね。これを見ました場合に、野洲市の場合には先ほど徴収率が高いと言われましたが、半面、資格証明書の発行は県下27市町ですか、極めて高いのですね、多いのですね。例えば栗東市が8,754世帯ありまして、資格証明書の発行が371、資格証明書の発行率は4.23%、これは県下トップなのです。次いで野洲市が7,435世帯中283世帯が資格証明書の発行、3.63%、1%を超える発行率の市町は8市町しかないのですね。全く資格証明書を発行していないのも8市町あるのですね。これらを見ますと、野洲市は異常に資格証明書の発行率が高い。つまり、これは分析しますと、やはり不況で失業、リストラで国保に移行された、あるいは若い人のフリーター、パート、臨時など国保加入者等々を含め、所得の低い層、若い層に滞納が多いことは、この点分析いたしますと推定されるわけですね。だから、こういう意味からも、分析もなく徴収率が高いと自慢されるのではなく、実態は低所得者層を中心にこの決算を見ましても本当に大変だと。だから、引き下げが必要である、あるいは減免制度の充実が独自に必要なと思うのですね。今指摘しました件を含め、改めてお聞きしたいと思います。

それと、保険証の未発行、資格証明書は許されないと思うのですね。先ほど言いましたように県下で2番目に高い資格証明書の発行率であります。これは以前にも質問しましたが、これは私は悪質とは言えないと思うのですね。一律発行をやめるべきだと思いますが、お聞きしたいと思います。どういう状況なのかお聞きしたいと思います。

会計処理のあり方、地方自治法第220条2項には款、項の流用は禁止されています。しかし、先ほど答弁されましたように、必要に応じて予算の定めるところにより流用はできます。しかし、補正の機会がある場合は、あるいは対応できる場合は、当然対応しなければならない。無原則に法律は流用を認めているわけではないのですね。先ほど言いました退職被保険者等療養給付費は、あるいは予備費も含めてであります。これは年度末ぎりぎりにわかったことではないのです。年度途中だから、やはりこれは法の趣旨から見たらもっときちっとすべきであったのではないかと思うのですが、改めて見解をお聞きいたします。

介護保険の決算であります。段階別、第1段階、第2段階、第3段階、住民税非課税世帯、全体の滞納が263世帯でこの第1段階、第2段階、第3段階、所得の低い層が193件ですね、先ほどの答弁を聞いています。滞納しておられる方が、やはり低所得者層は大変な負担になっているのです。この点からも、やっぱり現行介護保険料区分を改める。これを前の議会でも言っていたわけですが、先ほど滞納件数を言われましたが、滞納の状況を市としてはどう分析されているのか、お聞きしたいと思います。市の関係では、国、県要望書を見ますと、介護保険制度運営に伴う財政支援について認めているのですよね。こう書かれているのです。特に利用者にとって負担増を強いられる改正内容 改正内容というのは国であります。になっており、高齢者を取り巻く各種の負担増により、保険料の滞納にもつながっているだけでなく、必要な介護サービスが利用しにくい状況となっている。市が認めておられるのですから、やはり対策をとらないといけません。改めて見解をお聞きいたします。

議長（荒川泰宏君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 再質問をいただきました。

まず、小泉内閣のということから下るのですが、我々は、やっぱり一番大きなのは地方分権の時代を迎えたと。そして、その中で三位一体の構造改革、いわゆる財政健全化を図っていかうということですが、我々は先ほど申し上げましたように、やっぱり未完成の改革であろうと、こういうふうにとらえています。まだまだこれから改革が必要であろうと。ただ、道筋をきれいにまとめてもらったと。こういうことで、それなりの効果があったのではないかと。いわゆる地方の時代を迎えようとする出発点をつくってもらえたのではないかと、こんなふうに思います。

先ほど、7つの要望をまとめて意見書を国に出したということなのですが、この中にも

そういう問題を踏まえて、これからの時代をどうしていくかということもきめ細かくまとめまして、要望をいたしておりますので、また機会があればお目通しをいただければと考えます。

それと、17年度の決算を見て市民の反応、あるいは生活がどうであったかということなのですが、合併して2年目、初めての一貫した決算が出たということと、議会の皆さんも17年度の半ばに新しく会派が編成されたということでございまして、まだまだ十分根おろした行政が展開できていないという思いをいたします。私は市長選挙に立候補いたしましたときに、きれいな花を咲かせていただくために土壌をつくるのだと、こう申し上げてきました。土壌をつくろうという努力はいたすのですが、つくるところまでまだ至っておりません。今、地ならし、開墾の時代なのです。そういう時代ですから、まだ評価をいただくのは早いと思いますので、お答えとしておきます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（三上秀子君） 小菅議員の再質問に対してお答えをいたします。

まず、国民健康保険の資格証明書についてでございますが、税の公平性を確保するためにも資格証明書、また短期証というのは必要だと思っております。ただ、むやみやたらに出しているではありませんので、納税者に対していろいろ税の相談に応じたり、分納や払いやすい方法で相談にも応じております。その上で、やはり悪質など申しますか、そのような方にはそれなりの、公平性を保つためにも資格証明書を出す必要があると思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、会計処理の対応についてでございますが、先ほど申しましたとおり、なかなか一定の伸び率の予測が困難な費目でございますので、仮に補正したとしましても、何回も補正をするような状態にもなりまして、これにつきましても今までのように、一応認められております関係でこのような手法で対応させていただきたいと思っております。

3点目の介護保険の滞納状況でございますが、介護保険と申しますのは、やはりみんなで支える制度でございます。確かにいろいろな方もいらっしゃると思っておりますけれども、条例の減免、軽減制度等いろいろございますし、それも加味しまして、やはりみんなで公平に使っていただきたいと思うためにも、応分の負担と申しますか、それはやっぱり必要であると思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（荒川泰宏君） 小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 最後に少しお聞きいたします。



市政運営について、市長は、確かに合併後のある意味での産みの苦しみかもわかりませんが、地ならし、開墾のときと言われましたが、せっかく市長が地ならし、開墾しようと思っているのに、国が大雨、干ばつを持ってくるのですね。大雨と干ばつでその地ならしの土地が大変なのですね。そういう認識をされるよう求めておきます。それと、また今言いました一般会計に関わるやつは委員会ですさせていただきます。

国民健康保険の決算であります、税の公平性から資格証明書を発行している、納税相談にも応じていると言われましたが、しかし、それにしても先ほど言いましたように、同じ自治体でありながら、県下27市町でしたか、野洲と全く発行していない自治体とを比較して、なぜこれだけの差が出るのか。それはなぜなのか。担当部長、次長に聞いても困るかわかりませんが、なぜこんなに違いが出てくるのか、これはちょっとお聞きしたいですね。さっき言いましたように、栗東市では県下トップで資格証明書の発行率が4.23%、野洲市が県下2番目に多くて3.6%、1%を超える市町は8自治体しかないのですね。全く発行していないところもある。しかし、野洲市は異常に悪質が多いのか。絶対にそんなことはないのですね。やはり、これは機械的な徴収率の引き上げを目的とされているとも思われますし、同時に先ほど言いましたように、どの所得の層が滞納が多いのか、そういう分析もされていないことを見ても明らかでありますね。だから、そういう意味で国保税の税率の是非は、やはりそういうことも含めて検証しなければならないと私は思うのですね。それとの関係で、1回目の答弁の中で、いたずらに引き下げるべきではないと言われましたが、「いたずらに」というのは私は不穏当な発言だと思いますよ、そういう発言は。やはり行政として適切な答弁をされるように求めておきたいと思います。

今言いました件について、もう一度見解をお聞きしたいと思います。

それと、介護保険の決算であります、先ほど言いましたように、市もこの19年度国、県要望で今の介護保険制度と負担の問題、サービスの問題、被保険者から見れば大変だ、どうにかしてくれと県に、国に言っているわけですね。県に、国に言っているのであれば、それはそれで努力していただけたらいいのですが、市で同様の努力をしなければ駄目なのですよ。改めてお聞きしますが、今後、先ほど少し言われましたが、介護保険料区分段階の変更等、あるいは有効な減額免除制度を検討されるのかどうか。これをもう一度確認のためお聞きしていきたいと思います。

それと、先ほどちょっと聞かなかったのですが、昨年10月から食事、ホテルコストの負担により影響がありましたが、そう大きな影響はないと言われましたが、決算の保険

給付費で居宅介護サービス費が当初予算と比較して2,197万円プラスですね。それに対して施設介護サービス費が当初予算と比較して8,655万円減額されているのですね。プラスマイナスが大きいのですけれども、これはやはり昨年10月の改正による影響とも思われるのですけれども、そうではないのかどうかお聞きしておきたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前11時54分 休憩）

（午前11時55分 再開）

議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小菅六雄君。

18番（小菅六雄君） 先ほど県下27市町と言ったのですが、26の誤りでした。訂正します。

議長（荒川泰宏君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 先ほどのご質問でございますが、先ほど小菅議員の方から、具体のことについてはまた委員会でお聞きするというようなご発言がございましたので、今回私の方からのご答弁は必要ないのかなと思って控えておりましたが、申しわけございません。

今、具体的な内容につきましては、おっしゃるとおり委員会の方でまたお答えをさせていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、ご指摘をいただきました3つの事業につきましても、現在は特定の取り扱いということではなく、現在までの同和対策の取り組みの中で進めてきたということでございますが、特にご指摘がございました総合センターの清掃に関しまして高いということでございますが、これにつきましては、この清掃管理委託料につきましては、清掃業務と保安当直業務でございます。この委託金額のうちには地域総合センター、教育集会所、和田ふれあい館、広場のトイレなどが対象としてすべて積算単価の中に入っておりますので、他の施設に比べまして施設の数も多いということで、この価格につきましては適正であるというふうなことで随意契約をいたしております。

それから、随意契約に関しましては、当地域の失業等が多かったり、地域の女性の方々を中心にした働く場、または生活基盤の安定に向けた就労安定を目的ということもございまして、現在随意契約ということではございます。

以上でございます。

議長（荒川泰宏君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、小菅議員の再度のご質問にお答えをいたします。

まず、健康保険の会計決算の報告でございますけれども、ご質問の滞納者の所得別のリストということでございますが、これにつきましては、課税をする立場からいえば滞納者の課税別にとすることは必要ないわけでございますが、これは新たなシステムを導入するということが必要でございますので、この件については少し検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、資格証の問題、非常に高いというふうなご指摘でございますが、これは私どもの方はきちっと事務に基づいて発行しております。この点につきましては、年齢別に見ますと、やはり一番、20歳未満あるいは20歳代という方が滞納の部分としても非常に高うございますので、先ほどのご質問にも出ておりました、今の二つの問題だとか社会情勢を反映しているのではないかなというふうに思います。この点につきましても、やはり日々納税という点で職員が訪問する等努力をしておりますけれども、引き続き納税に努めていただくよう私どもも努めてまいりまして、できるだけ資格証の発行を少なくしていきたいというふうに思っております。

それから、介護保険の保険料の問題ですが、今回第3期で保険料の設定をいたしましたけれども、今回は新しい段階ということで第6段階を、従来の5段階から6段階を設定したわけでございます。この点につきましても、いろいろ議会でもご質問等がございました。次の段階は平成20年になります。第4期のところで改正がございますので、この時期について、またご議論をしていきたいというふうに思っております。

それから、決算のところでは居宅介護の部分での施設介護費の減少、これはご指摘のとおり10月から食費あるいは施設費の自己負担がございましたので、その分が当初予算よりも少なかったという結果でございます。

以上、お答えといたします。

議長（荒川泰宏君） 次に、議第102号に対する通告による議案質疑はございません。

以上で、通告による議案質疑は終結いたします。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。

関連質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ないようですので、これをもって関連質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第77号から議第102号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第4)

議長(荒川泰宏君) 日程第4、議第103号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

まず、議第103号については、通告による議案質疑はございません。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第103号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、議第103号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第103号については、通告による討論はございません。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。

議第103号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、まず浦谷清平氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。

次に、福谷 巖氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(荒川泰宏君) ご異議なしと認めます。よって、議第103号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、適任とすることに決定しました。

本日の日程はすべて終了いたしました。

明 9 月 1 3 日は午前 9 時から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。(午後 1 2 時 0 4 分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成18年9月12日

野洲市議会議長            荒川泰宏

署名議員                矢野隆行

署名議員                梶山幾世